

財団法人日本語教育振興協会
平成25年度事業計画

1 「日本語教育機関の運営に関する基準」に基づく日本語教育機関の審査・認定

日本語教育機関からの申請を受けて審査・認定事業を実施する。

2 海外の留学生関係機関との協議等学生の円滑な受入れの促進

(1) 学生の適正な受入れを促進するため、海外の教育行政当局、留学関係機関・日本語教育機関と更に密接な協議を行うとともに、韓国、台湾、ベトナムにおいてそれぞれ留学進学相談会を開催する。

特に、本年は、日本・ベトナム国交樹立40周年に当たる年であるので、日本語教育機関、専門学校、大学が一体となり、日本留学フェアをハノイ市、ホーチミン市で開催する。

また、中国はじめ海外における高等教育機関等の状況及び留学事情等に関する情報の収集及び提供を行う一方、引き続き東日本大震災、原子力発電所事故等について正しい情報を海外関係者に発信するとともに、我が国の日本語教育機関、高等教育機関、学習環境等に関する正確で新しい情報を提供する。

(2) 日振協と中国教育部学位と大学院生教育発展センターとの間で協定し実施している中国の大学入学統一試験の成績等の認証システムの一層の充実及び定着化を推進する。

また、日振協とベトナム教育訓練省国際教育開発局との間で協定し実施しているベトナムの大学入学統一試験の成績、高等学校卒業統一試験の成績、大学卒業証書等の認証システムについて、一層の利用促進を図る。

これらを活用して入学選考が一層適正に行われるとともに、入国審査にも一層活用されるよう関係機関等に要請する。

また、ミャンマー文部省と留学交流の拡大及び認証システムの開発について、協議を進める。

(3) 日本語能力試験の早期成績照会については、入国審査の手続が早期に行えるよう、(独)国際交流基金及び(公財)日本国際教育支援協会の協力を得て、引き続き実施する。

(4) 学生の犯罪・不法残留・不法就労の防止を図るとともに、地方入管、管区警察署等との連携を密にして、研修会、講習会等を開催する。また、日本語教育機関における刑法犯や所在不明等の状況を毎月点検し、指導する。

(5) 最近のベトナム、ネパールの留学生受入れ急増の状況を考慮し、学生の募集・選考、在籍管理等のより一層の適正化を促進する。各種の検討会を開催するとともに、各事業の一層の推進を図る。

また、在日中華人民共和国大使館・総領事館と共催で、東京地区・関東甲信越地区、東海・北陸地区及び近畿地区において中国人入学者合同オリエンテーションを実施する。

(6) 入国管理局(本省及び地方)との間の意見交換及び情報交換を一層充実する。

- (7) 日本語学校学生災害補償制度における「24時間補償，疾病補償」を促進し，加入希望者の取りまとめを行う。

3 日本語教育機関等の情報提供の充実

- (1) インターネット等により日本語教育機関に関する情報提供の充実を図る。
(2) 日本語教育機関等の情報について，日本語教育機関のホームページとの接続を促進し，日本語教育振興協会のホームページによる提供を充実させる。
(3) 日本語教育機関要覧の作成を検討する。
(4) 日本語教育機関に関する適正な情報提供のあり方につき，検討委員会を設置し検討を進める。

4 日本語教育機関に関する調査・研究

- (1) 日本語教育機関の実態調査を行い，その調査結果の概要を作成・配布する。
(2) 学生の生活指導の改善・充実を図るため，学生の犯罪・不法残留・不法就労等に関する事例を収集して検討を行う。
(3) 日本語教育機関の各種学校化に向け，各種学校化推進検討委員会により引き続き検討を進める。
(4) 日本語教育機関の自己点検・自己評価等について，自己点検・自己評価等プロジェクトチームにより引き続き検討を進める。
(5) ISOの語学教育の質的保証等の動向について，適切に対応する。

5 日本語教材の研究・開発

- (1) ビジネス日本語カリキュラム・教材開発プロジェクトの成果を踏まえ，「ビジネス日本語」教育推進について，引き続き検討を進める。
(2) 日本語教育スタンダードの研究開発，学生の日本語達成度の評価等について，プロジェクトチームにおいて引き続き検討を進める。

6 日本語教育機関の水準向上のための研究会・研修会の開催

日本語教育機関の役員，教員，事務職員をはじめ広く大学・専門学校の教職員，日本語教育に関心をもつ者も対象として，日本語教育の充実及び学生の受入れ・生活指導等の向上を図るため，研修の見直し，改善を図り，以下の研修等を実施する。また，地区別研修等を推進する。

- ① 日本語学校教育研究大会
- ② 日本語教育セミナー
- ③ 日本語教育機関事務研究協議会
- ④ 新設校設置代表者等研修会
- ⑤ 日本語教育機関トップセミナー
- ⑥ 生活指導担当者研修
- ⑦ 新任主任教員研修
- ⑧ 申請取次者講習会

7 日本語教育に関する情報・資料の提供

- (1) 各種情報を『協会ニュース』及びインターネット等により提供する。
- (2) 日本語教育機関の水準向上のために必要な資料を刊行する。

8 大学，専門学校，企業，地方公共団体，関係機関等と日本語教育機関との連携協力の推進

- (1) 大学，専門学校等関係者と留学生の受入れ，進学，日本語教育，在籍管理等について具体的な協議・連携を進める。
- (2) 大学の日本語専攻学生の教育実習の受入れ及び学生交流を推進する。
- (3) 大学，専門学校等と連携して，留学進学相談会を実施する。
- (4) ビジネス日本語，看護師・介護福祉士，日系人子弟等の日本語教育について，関係各省・関係機関との連携を推進する。
- (5) 地域の小・中学校等と連携して，国際理解教育及び交流を推進する。

9 その他目的を達成するために必要な事業

- (1) 一般財団法人日本語教育振興協会への移行認可申請を行う。
- (2) 日本語教育機関の各種学校化について，希望する日本語教育機関と協力して，その実現を目指し関係機関に具体的に働きかける。
- (3) 日本語教育機関による学生の受入れに関するガイドラインについて，維持会員による円滑な運用を支援し，協力する。